

22 執行部の反問権

【22-1】執行部の反問権の規定状況

(平成27年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を 条例や規則などで 規定している	執行部の反問権を 限定(質問趣旨確認等) して条例や規則などで 規定している
5万人未満 262	98 (37.4%)	53 (20.2%)
5~10万人未満 264	108 (40.9%)	65 (24.6%)
10~20万人未満 155	58 (37.4%)	29 (18.7%)
20~30万人未満 48	16 (33.3%)	8 (16.7%)
30~40万人未満 27	5 (18.5%)	7 (25.9%)
40~50万人未満 21	10 (47.6%)	3 (14.3%)
50万人以上 16	4 (25.0%)	2 (12.5%)
指定都市 20	0 (0%)	15 (75.0%)
全市 813	299 (36.8%)	182 (22.4%)

【22-2】執行部の反問権の根拠規定

(平成27年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会基本 条例	会議規則	要綱や 申合せ	その他
5万人未満 151	124 (82.1%)	6 (4.0%)	17 (11.3%)	4 (2.6%)
5~10万人未満 173	132 (76.3%)	12 (6.9%)	28 (16.2%)	1 (0.6%)
10~20万人未満 87	70 (80.5%)	4 (4.6%)	10 (11.5%)	3 (3.4%)
20~30万人未満 24	20 (83.3%)	0 (0%)	1 (4.2%)	3 (12.5%)
30~40万人未満 12	8 (66.7%)	0 (0%)	4 (33.3%)	0 (0%)
40~50万人未満 13	10 (76.9%)	1 (7.7%)	0 (0%)	2 (15.4%)
50万人以上 6	5 (83.3%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (16.7%)
指定都市 15	11 (73.3%)	0 (0%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)
全市 481	380 (79.0%)	23 (4.8%)	62 (12.9%)	16 (3.3%)

各割合は、執行部の反問権(質問趣旨確認等の限定を含む)を規定している481市の人口段階別の市数を基準としている。

【22-3】執行部の反問権の行使状況

(平成27年1月1日～12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を行使した
5万人未満 262	47 (17.9%)
5～10万人未満 264	51 (19.3%)
10～20万人未満 155	31 (20.0%)
20～30万人未満 48	7 (14.6%)
30～40万人未満 27	4 (14.8%)
40～50万人未満 21	4 (19.0%)
50万人以上 16	2 (12.5%)
指定都市 20	4 (20.0%)
全市 813	150 (18.5%)

【22-4】執行部の反問権を行使した会議の種類

(平成27年1月1日～12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 47	44 (93.6%)	13 (27.7%)	0 (0%)	2 (4.3%)	0 (0%)
5～10万人未満 51	48 (94.1%)	17 (33.3%)	1 (2.0%)	0 (0%)	0 (0%)
10～20万人未満 31	26 (83.9%)	16 (51.6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
20～30万人未満 7	7 (100%)	3 (42.9%)	1 (14.3%)	0 (0%)	0 (0%)
30～40万人未満 4	3 (75.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0%)	0 (0%)
40～50万人未満 4	3 (75.0%)	4 (100%)	1 (25.0%)	0 (0%)	0 (0%)
50万人以上 2	1 (50.0%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
指定都市 4	2 (50.0%)	3 (75.0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (25.0%)
全市 150	134 (89.3%)	59 (39.3%)	4 (2.7%)	2 (1.3%)	1 (0.7%)

各割合は、執行部の反問権を行使した150市の人口段階別の市数を基準としている。